

# 次期計画の骨子(案)について

※本資料は、10月末時点の検討状況を基に作成しています。今後の検討により内容の変更がありますのでご留意願います。

# 計画の構成(案)

1章 計画策定の意義(理念等の基本的事項)

2章 高齢者の現状と将来推計

3章 現計画の検証(支援計画の進捗状況)

4章 施策の展開(H24~26の取組み)

5章 介護サービス量の見込み

6章 計画の推進に向けて

※検討の過程で章立てを変更する可能性があります

# 各章の概要

## 1章 計画策定の意義

### ○計画策定の趣旨

- ・高齡化、少子化の進展に対応
- ・これまでの計画の理念や考えを引き継ぐ
- ・高齡化のピークに対応できるように地域包括ケアシステムの構築に新たな視点で取り組む

### ○基本理念

みんなで支える・地域で支える高齡社会(案)

### ○基本視点

- ・人権の尊重
- ・利用者本位の施策推進
- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・地域における支え合いのさらなる推進

## 2章 高齢者の現状と将来推計

【高齢者数の推移及び将来推計を記載】



## 3章 現計画の検証(支援計画の進捗状況)

【第4期介護保険事業支援計画の進捗状況】

- ・サービス別の計画見込みと

22年度(計画2年目)末の達成状況を記載

## 4章 施策の展開(H24~26の取組み)

⇒ 別途資料あり

.....

## 5章 介護サービス量の見込み

【第5期介護保険事業支援計画として  
市町村の事業計画をもとに記載】

.....

## 6章 計画の推進に向けて

【計画の推進体制等について記載】

# 今後の取組みについて(4章関係) 〔計画における取組みの位置づけ〕

## 1) 重点事項

← 高齢化のピークに向けて対応していく

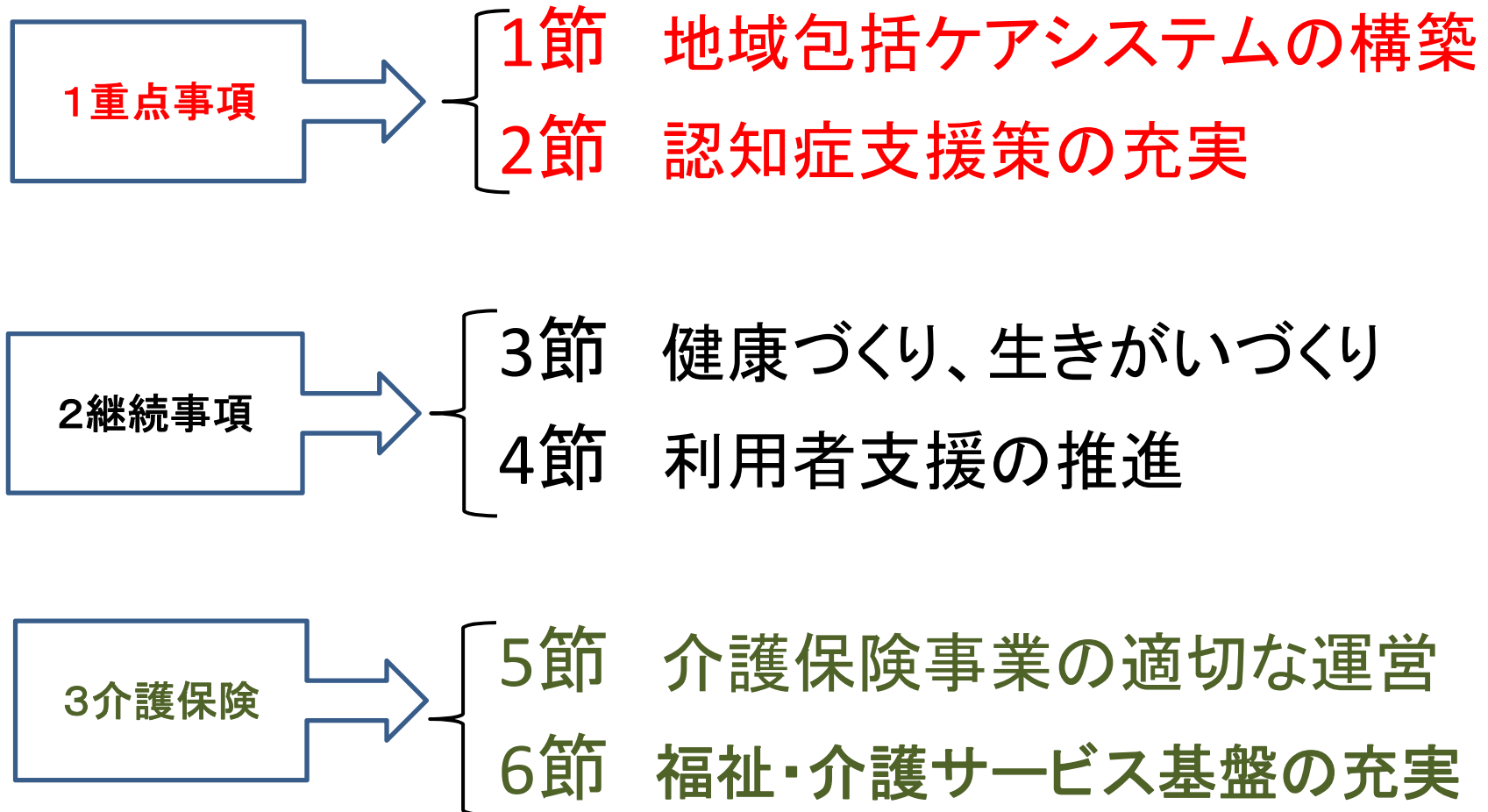
地域包括ケア、認知症支援

## 2) 継続事項

健康づくり(介護予防)、生きがいづくり、  
利用者支援

## 3) 介護保険の運営に係る事項

# 4章の構成



# 1節 地域包括ケアシステムの構築

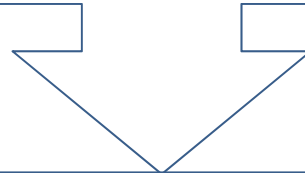
- 1項 地域包括支援センターの機能強化
- 2項 医療と介護の連携強化
- 3項 生活支援サービスの確保
- 4項 地域の支え合い体制の整備
- 5項 高齢者にやさしい住まいの確保
- 6項 権利擁護の推進
- 7項 災害時における高齢者支援体制の確立



# 1節1項 地域包括支援センターの機能強化

## 【現状・課題】

- ①設置主体の市町村との意識共有や連携が必要
- ②介護予防業務の負担大きく、相談・支援事業、包括的ケアマネジメントに十分取組めない状況
- ③専門職が縦割りで連携体制の構築が必要
- ④介護、医療、生活支援などの有機的な連携が必要




## 【施策の方向性】

- ①保険者との連携強化
- ②業務・人員の改善
- ③地域のネットワークの構築、ケアマネジメント力の向上
- ④職員のスキルアップ

## 1節2項 医療と介護の連携強化

### 【現状・課題】

- ①病院・診療所と在宅をつなぐ仕組み、職種間の役割・機能の理解等、医療と介護の連携が必要
  - ②医療と介護の連携による、急性期、回復期、維持期のシームレスなサービスの提供
  - ③在宅においても医療ニーズの高い高齢者等の退院調整が重要
  - ④在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、在宅療養支援歯科診療所への期待
  - ⑤訪問看護職員の資質の向上、医療機関と訪問看護ステーション間の連携強化
  - ⑥訪問歯科診療の促進
  - ⑦医薬分業が進んでいるものの全国に比べて低い状況
  - ⑧緊急時において、患者の正確な服薬情報を得ることで適切な医療を提供できるようにすることが必要
- 

## 1節2項 医療と介護の連携強化

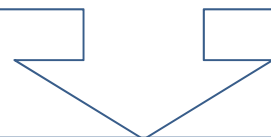
### 【施策の方向性】

- ①地域ケア会議等を通じ関係機関が情報を共有し、役割・機能を分担して在宅生活を支えるネットワークを構築
- ②サービス担当者会議等を通じ医療と介護、福祉の連携強化により個人の支援に向けた包括的なサービス提供体制を構築
- ③主治医、ケアマネ、訪問看護師等の職種間連携による退院調整の強化、退院前カンファレンスの徹底
- ④回復期と維持期の連携システムや維持期のフォローアップ体制の構築
- ⑤在宅医療を行う医療機関の増加、医療従事者の確保と質の向上
- ⑥訪問看護に従事する看護職員の確保と資質向上、医療機関との連携強化
- ⑦在宅医療を行う医療機関の情報公開
- ⑧かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及

# 1節3項 生活支援サービスの確保

## 【現状・課題】

- ①生活支援サービスを適切にコーディネートし、適時に提供していく体制作りが必要
- ②見守り、声かけ訪問等の支え合い活動の確保
- ③要支援と非該当を行き来する高齢者に対する切れ目のないサービス提供



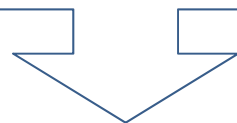
## 【施策の方向性】

- ①**地域包括支援センターの機能強化**
- ②**地域での支えあいづくり支援**
- ③**介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施**  
⇒任意事業の内容検討、事業例の提示等市町村を支援

# 1節4項 地域の支え合い体制の整備

## 【現状・課題】

- ①一人暮らしや夫婦のみ世帯の高齢者が増加。地域コミュニティ機能の低下等により、社会的孤立状態となる者の増加が見込まれる
- ②見守り、居場所づくりに取り組む市町村への支援が必要
- ③将来の福祉を担う人づくりを視野に福祉教育の推進
- ④市民の認識が十分でないハンセン病問題について、一層の啓発が必要



## 【施策の方向性】

- ①地域のセーフティネット充実のため、市町村の取り組みを支援。
  - ・見守りによって得た情報を専門職につなぐ体制づくり
  - ・高齢者同士が支え合う活動を支援
- ②体験活動を中心に福祉教育を推進、また、研修を通じ教員の資質向上を図る
- ③ハンセン病回復者について、若い世代への人権教育の充実、市町村との連携による正しい知識の普及に努める

# 1節5項 高齢者にやさしい住まいの確保

## 【現状・課題】

- ①高齢者の住まいを確保するため、賃貸住宅を確保することが困難な高齢者への対応、民間の「サービス付き高齢者向け住宅」や公的賃貸住宅の供給促進が必要
- ②福祉のまちづくりとして、高齢者が安全で快適に行動できる環境の整備が必要

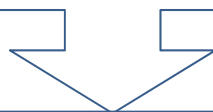
## 【施策の方向性】

- ①公的住宅の優先入居、民間住宅の入居支援等による居住の安定
- ②公的や民間賃貸住宅の供給によるニーズに対応した住宅の整備
- ③住まいのバリアフリー化
- ④福祉のまちづくり条例に基づき、建築物等のバリアフリー化を推進  
移動の円滑化のため、リフト付き福祉タクシーの利用促進

# 1節6項 権利擁護の推進

## 【現状・課題】

- ① 成年後見制度の推進は市町村の努力義務とされ、府としても取組み促進
- ② 高齢者虐待の数は年々増加
- ③ 施設等における虐待や身体拘束をなくす取組みが必要
- ④ 高齢者の犯罪被害の未然防止の取組みが必要



## 【施策の方向性】

- ① 成年後見制度の普及について、市民後見人養成の取組みを促進
- ② 高齢者虐待について、住民や関係機関に対する啓発、事業者への研修や  
実地指導を実施
- ③ 身体拘束ゼロに向けて施設職員の研修、集団指導や実地指導等の指導  
を実施
- ④ 犯罪被害の未然防止のため、消費生活センターにおいて情報提供、関係  
機関が連携し、被害防止・拡大防止の取組みを実施  
道路・公園等、犯罪防止の配慮した施設の整備

## 1節7項 災害時における高齢者支援体制の確立

### 【現状・課題】

大規模災害への備えの充実、強化

### 【施策の方向性】

**「市町村における『災害時要援護者支援プラン』作成指針」に基づく、要援護者の把握や避難誘導、避難生活の支援など、要援護者一人ひとりに対する支援体制の整備促進**

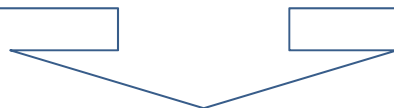


## 2節 認知症高齢者等支援策の充実

## 2節 認知症高齢者等支援策の充実

### 【現状・課題】

- ①認知症に関する正しい知識と理解に基づき総合的な支援体制の確立が必要
- ②認知症の人や家族支援体制の構築が必要
  - ・見守りや緊急連絡のネットワークなど地域の見守り力の向上が必要
  - ・地域包括支援センターを中心として地域支援ネットワークの構築
- ③気軽に相談できる体制、相談内容を関係機関の支援につなげる連携強化が必要
- ④認知症ケアの向上、地域密着型サービスの普及促進
- ⑤地域医療支援体制の構築(かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等)により早期発見・早期治療が必要
- ⑥認知症介護の質の向上と人材育成が必要



## 2節 認知症高齢者等支援策の充実

### 【施策の方向性】

- ① 認知症に関する啓発、認知症サポーター等の養成
- ② 地域の見守り力向上のため、地域ネットワークを構築。相談窓口から、認知症医療につなぐための体制づくりを支援
- ③ 相談機関の周知。地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口。府保健所における認知症の相談対応
- ④ 認知症サポート医の養成、かかりつけ医の認知症対応力の向上、認知症疾患医療センターのさらなる周知
- ⑤ 事業所職員等に対し、認知症介護実践者研修等の受講を促進

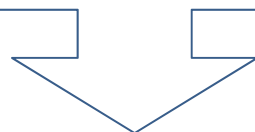
## 3節 健康づくり・生きがいづくり

- 1項 介護予防事業の円滑な提供
- 2項 健康づくり
- 3項 社会参加の促進
- 4項 雇用・就業対策の推進

## 3節1項 介護予防事業の円滑な提供

### 【現状・課題】

- ①二次予防事業対象者の参加率が低い。また、事業終了後の継続した取組みにつなげることが難しい
- ②地域特性に応じた取組み、魅力的な取組みが必要
- ③「介護予防・日常生活支援総合事業」の円滑な実施促進



### 【施策の方向性】

- ①**介護予防事業の実施主体である市町村の取組みを府として支援**
- ②**魅力のあるプログラムの紹介や情報提供などを通じ、市町村の効果的な事業実施を支援**
- ③**任意事業の内容や事業例などの提示**

## 3節2項 健康づくり

### 【現状・課題】

- ①大阪府健康増進計画の推進について、「7分野における重点化した目標項目」のうち、達成したものは1分野で、他は改善または悪化の傾向
- ②がん対策の推進について、がん年齢調整死亡率(75歳未満)は減少してきたが、がん検診受診率は全国最低水準
- ③地域保健対策の推進
- ④食の安全安心の確保の推進

### 【施策の方向性】

- ①目標達成のため、府民全体に働きかける取組み、ターゲットを絞った取組み、個人の取組みを支援する環境整備を推進
- ②「大阪府がん対策推進計画」の進捗状況の評価と見直しを行う
- ③企画・調整や情報発信等保健所の機能強化、市町村と連携し、専門的なケアを必要とする方への支援等を行う
- ④大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、食品による危害防止を図る

## 3節3項 社会参加の促進

### 【現状・課題】

- ①意欲あるシニアの活動の場の提供
- ②老人クラブの組織の強化や活動の活性化が必要
- ③生涯学習に取り組む府民の割合は30.1%（H22府民意識調査）

### 【施策の方向性】

- ①シニア人材の発掘・養成から、地域活動の場への派遣を行うため、NPO等と共働でセミナーやイベント等を企画、実施
- ②地域の実情に応じた老人クラブ活動が展開されるよう市町村、府老連を通じて支援（国の制度改革実現までの間）
- ③住民に身近な市町村のニーズを汲み上げ、市町村を基軸に生涯学習施策が推進されるよう支援

## 3節4項 雇用・就業対策の推進

### 【現状・課題】

○高齢者の意欲、能力、経験が十分発揮できるように就業の機会に結びつけることが必要

### 【施策の方向性】

- ①市町村、ハローワークとの連携により、高年齢者雇用促進フェアを実施。「中小企業に対する高年齢者雇用サポート事業」により商工会等と連携した事業展開を図る
- ②「JOBフラガOSAKA」において、ワンストップでの職業紹介
- ③公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会に対する指導、支援や市町村シルバー人材センターに対する指導、助言を実施



## 4節 利用者支援の推進

- 1項 制度周知の推進
- 2項 相談・苦情解決体制の充実
- 3項 個々の高齢者の状況に配慮したサービスの提供
- 4項 適切な要介護認定
- 5項 不服申し立ての審査

## 4節1項 制度周知等の推進

### 【現状・課題】

- ①制度の変更点やニーズの見込まれる情報について重点的な周知が必要
- ②個々の高齢者の状況に配慮したきめ細かな対応が必要
- ③ワムネットによるサービス情報提供の未掲載事業所がある

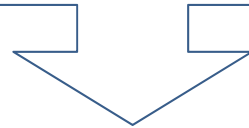
### 【施策の方向性】

- ①自宅での暮らしを支えるサービスの周知、情報が的確に利用者や家族に届く有効な手法の検討。
- ②情報入手に支援を要する方への配慮の充実
- ③集団指導等においてワムネットについて、また、追加情報の登録について周知

## 4節2項 相談・苦情解決体制の充実

### 【現状・課題】

- ①身近なところで容易に総合的な相談ができる体制づくりが必要
- ②相談窓口として地域包括支援センターの知名度が低い。また、高齢者を支える様々なサービス情報がセンターに集約されるシステム、センターの職員が相談に対して的確に対応できる能力の養成が必要。
- ③CSWの要援護者を地域で支えるネットワーク構築や仕組み開発等の機能不十分。
- ④サービス事業者における苦情解決体制の強化が必要



### 【施策の方向性】

- ①**地域の関係機関や団体、住民の自主的な活動と連携した取組みが実施されるよう先進事例の紹介を含め、市町村に働きかける**
- ②**一人暮らし高齢者等に対する訪問型の相談活動を実施**
- ③**地域包括支援センター職員の相談対応力の向上、各機関とのネットワーク構築について支援**
- ④**CSWが役割を發揮できる体制整備を市町村に働きかける**
- ⑤**苦情相談処理機関の連携、事例検討や情報交換に努める。事業者については、苦情解決責任者等の体制整備を指導**

## 4節3項 個々の高齢者の状況に配慮したサービスの提供

### 【現状・課題】

- ① 高齢障がい者や在日外国人の方など、広報や相談支援体制の整備などきめ細かな配慮による適切なサービス提供が必要
- ② ハンセン病回復者が高齢化する中、サービス利用が円滑に行われる取組みが必要。介護を担当する専門職等にハンセン病問題への認識についての啓発が必要
- ③ 高齢者の状態を正確に反映するよう認定調査の質の向上、認定審査会の判定に正しく反映させることが必要
- ④ 介護保険の「高額介護サービス費」等は、利用者からの申請が必要

### 【施策の方向性】

- ① 点字や外国語による広報パンフレットの作成・活用。民生委員等による訪問型の相談活動で支援実施
- ② ハンセン病回復者や家族に対し、多方面から支援できるよう、ハンセン病回復者支援センター、市町村。介護・福祉関係職員と連携
- ③ 認定審査会委員や調査員に対する研修の実施。調査において、生活面の困難を説明できる者の同席や手話通訳等の意思伝達を手助けする取組みを推進。事業者に対して、障がい者等の立場に立ったサービス提供を行うよう指導を実施
- ④ 利用者の申請を促すため、市町村と連携しながら一層の制度周知に努める

4節4項 適切な要介護認定

4節5項 不服申し立ての審査

**(省略)**

## 5節 介護保険事業の適切な運営

- 1項 介護サービス等の質の向上
- 2項 サービス事業者への指導・助言
- 3項 介護保険制度運営に関する支援・助言

## 5節1項 介護サービス等の質の向上

### 【現状・課題】

- ①介護支援専門員の資質向上
- ②保健・福祉人材養成と確保、資質の向上
- ③介護サービスの評価・公表。制度改正への対応

### 【施策の方向性】

- ①介護支援専門員が高齢者の状況に応じた支援が行えるよう研修内容を充実
- ②介護職員の資質向上研修の適切な実施に努める。看護職員等の養成施設に対する指導・助言を通じ、教育水準の向上、講習会の開催による資質向上に努める
- ③介護職員等がたんの吸引等の知識・技能を習得するための研修体制を整備し、適切に実施
- ④公表制度の見直しの方角を見据えながら、事業者・利用者に受け入れられる制度とするため、運営体制を検討

## 5節2項 サービス事業者への指導・助言

### 【現状・課題】

- ① 重大な指定基準違反等、悪質な事業者に対しては厳正な対応が必要
- ② 施設における感染症対策の促進
- ③ 施設入所の必要性が高い利用者の優先的な入所を促進

### 【施策の方向性】

- ① 効果的な指導のため、市町村との連携、業務管理体制の確認検査の実施方法等について検討
- ② 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を活用し、感染症の予防と発生時の適切な対応を指導
- ③ 「大阪府指定介護老人福祉施設入所選考指針」に基づき、適正な入所選考の確保を指導



## 5節3項 介護保険制度運営に関する支援・助言

### 【現状・課題】

- ①介護保険制度の円滑な運営のために市町村に指導・助言
- ②市町村は介護給付の適正化に取り組んでいるが、保険者ごとに実施内容に差がある
- ③介護保険財政を安定的に運営するための財政安定化基金を設置運営

### 【施策の方向性】

- ①**実地指導等の機会を通じ、適正な制度運営について助言・指導。市町村と共同で課題解決のためのワーキングを運営**
- ②**第2期介護保険給付適正化計画を着実に実施**
- ③**24年度の安定化基金取崩しと活用を適切に実施。残った基金は市町村の介護保険財政の安定のため適正に運営**

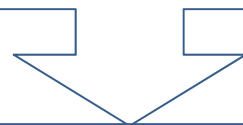
## 6節 福祉・介護サービス基盤の充実

- 1項 居宅サービスの基盤の充実
- 2項 地域密着型サービスの普及促進
- 3項 介護等が必要な高齢者等のための施設整備の推進

## 6節1項 居宅サービスの基盤の充実

### 【現状・課題】

指定権限の円滑な委譲



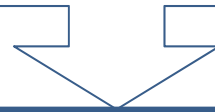
### 【施策の方向性】

**事務移譲が地域の実情に応じた基盤整備  
ときめ細かい指導につながるよう指導**

## 6節2項 地域密着型サービスの普及促進

### 【現状・課題】

- ①地域密着型サービスにおいて事務の統一化、円滑な執行が必要
- ②地域密着型サービスは採算性等の問題で普及が進んでいない
- ③新サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス)の普及促進



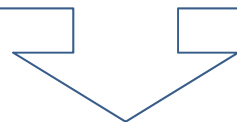
### 【施策の方向性】

- ①**地域密着型サービス事業者の指定。指導の実施方法等、引き続き市町村に技術的支援を行う**
- ②**地域の実情に合わせて基盤整備が図られるよう、居宅サービス事業者等の指定権限を順次市町村に移譲**
- ③**新サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス)に関する情報提供を実施**

## 6節3項 介護等が必要な高齢者等のための施設整備の推進

### 【現状・課題】

- ①特養は必要性の高い方を優先して入所させているが、希望者は年々増加。施設整備は地域のニーズに応える地域密着型が望ましいが、事業者の参入等がなく整備が進まない
- ②個室ユニット型施設の整備が必要
- ③建物の老朽化、施設の劣化が著しい施設がある



### 【施策の方向性】

- ①施設整備については、市町村の整備計画が充足するよう支援
- ②市町村の実情に応じ、広域型の施設も整備できることとする
- ③個室ユニット型を基本として整備を推進
- ④計画的に必要な建替え・改修を推進。旧耐震基準のものを優先

## **※骨子案と今後の検討について**

**本資料は検討中のものであり、**

**今後の検討の進捗により、**

**章立ての変更、**

**各節各項の順番変更や**

**内容の修正、削除、追加等があります**

# 今後のスケジュール

**11月7日**     **第36回計画推進委員会**

～骨子案の検討～

**12月下旬**   **第37回計画推進委員会**

～計画素案の検討～

**24年1月**     **パブリックコメント →案の作成**

**3月**         **第38回計画推進委員会**

～計画案の検討～

⇒**第5期計画の公表**